2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

							併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する 	る廷初 	I (T						市	和7年4月現在
		88 A LL #-		対	象用	途 				_			1	if助の区分 と補助率等 	_	
No	市町名	問合せ先 (HP等ヘリンク)	1	2	3	4 5	補助対象	改	修	Ĭ	建替	解体 工事	耐震 シェルター	 	補助	備考
								設計	工事	設計	工事	上争	等		率	
							S56.5.31以前に着工された戸建て住宅で、耐震診断を実施した結果、地震に対	0	0					改修:120万円/戸 国庫補助の㎡単価以内	50%	
			0	0	0		して安全な構造でないと判定された建築物(建替の場合、Is=0.3未満相当であること)				0			建替:60万円/戸 国庫補助の㎡単価以内	23%	
													0	耐震シェルター:30万円/戸	100%	
							CCC F 01以並に苦てまれた 株工周 珍比点まで取る糸光光吸の次光でもで 14季15		0					改修:360万円/戸 国庫補助の㎡単価以内	50%	
			0	0	0		S56.5.31以前に着工された埼玉県が指定する緊急輸送道路の沿道である耐震改 修促進法法第14条第3号に規定する戸建て住宅(3階以上かつ木造以外のもの に限る。)で、耐震診断を実施した結果、Is=0.3未満相当の建築物				0			建替:180万円/戸 国庫補助の㎡単価以内	23%	
												0		除却:120万円/戸	1/3	
					0	0	S56.5.31以前に着工された共同住宅で、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物(建替の場合、Is=0.3未満相当である	0	0					改修:60万円/戸 国庫補助の㎡単価以内	50%	
							こと)				0			建替:30万円/戸 国庫補助の㎡単価以内	23%	
							C56 5 21以前に美工された技工周が比京する阪会輸送送吸の沙漠である同さ第	0	0					改修:60万円/戸 又は 4,500万円/ 棟 のいずれか多い額 国庫補助の㎡単価以内	50% 又は 2/3	
					0	0	S56.5.31以前に着工された埼玉県が指定する緊急輸送道路の沿道である同法第				0			建替:30万円/戸 又は2,250万円/ 棟 のいずれか多い額 国庫補助の㎡単価以内	23% 又は 1/3	
		<u>建築総務課</u>										0		除却:(マンション以外) 2 4 0 万円/棟 (マンション) 1, 5 0 0 万円/棟	1/3	
1	さいたま市	企画係 048-829-1539					S56.5.31以前に着工された同法第14条第1号の用途で1000㎡以上(幼稚園・保育園は500㎡以上)の建築物(共同住宅を除く)で、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物(建替の場合、Is=0.3	0	0					改修: 1,5 0 0 万円/棟 (救急病院: 4,5 0 0 万円/棟) 国庫補助の㎡単価以内	1/3	
							果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物(建替の場合、Is=0.3 未満相当であること) 				0			建替:650万円/棟 (救急病院:2,000万円/棟) 国庫補助の㎡単価以内	23%	
							S56.5.31以前に着工された埼玉県が指定する緊急輸送道路の沿道である同法第	0	0					改修:4, 500万円/棟 国庫補助の㎡単価以内	2/3	
							14条第3号に規定する同法第14条第1号の用途で1000㎡以上(幼稚園・保育園は500㎡以上)の建築物(共同住宅を除く)で、耐震診断を実施した結果、				0			建替:2,250万円/棟 国庫補助の㎡単価以内	1/3	
							Is=0.3未満相当の建築物					0		除却:1,500万円/棟	1/3	
							S56.5.31以前に着工された同法第14条第1号の用途で1000㎡(幼稚園・保育 園は500㎡)に満たない建築物で、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全	0	0					改修:720万円/棟 国庫補助の㎡単価以内	23%	
							な構造でないと判定された建築物(建替の場合、Is=0.3未満相当であること)				0			建替:360万円/棟 国庫補助の㎡単価以内	23%	
								0	0					改修:720万円/棟 国庫補助の㎡単価以内	23%	
							S56.5.31以前に着工された埼玉県が指定する緊急輸送道路の沿道である同法第				0			建替:360万円/棟 国庫補助の㎡単価以内	23%	
						0	14条第3号に規定する同法第14条第1号の用途で1000㎡(幼稚園・保育園は500㎡)に満たない建築物で、耐震診断を実施した結果Is=0.3未満相当の建築物					0		除却:240万円/棟	1/3	3階以上かつ 木造以外の ものに限
																る。

2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

	Т		(1),	P建	任宅		<u>2</u>)併 「	用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する	∫建物[可け						令 ————————————————————————————————————	和7年4月現在
		88 A 11 #		対	象用	途					_			1	補助の区分 と補助率等 		
No	市町名	問合せ先 (旧等ヘリンク)	1	2	3	4	⑤	補助対象	改	修	建	替	解体工事	耐震 シェルター	補助限度額	補助 ×	備考
									設計	工事	設計	工事	上 尹	等		学	
		7も がた よとご ギニロ	0		0			856. 5. 31以前着工の木造2階建以下戸建住宅等		0					3 0 万円/棟	23%	
	1.1.4.64-	<u>建築指導課</u> <u>建築指導担当</u> 049-224-5974				0		856.5.31以前に着工された分譲マンション(3階1000㎡以上耐火・準耐火)		0					300万円/棟	1/3	
2	川越市	<u>043 224 0374</u>				(0	856.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存 耐震不適格建築物		0					300万円/棟	23%	
		<u>産業振興課</u> 049-224-5934	0	0	0	0		20万円以上の市内業者が実施したリフォーム工事(耐震改修含む、②③④は個 人専有部分に限る)		0					5万円/戸	5%	
				0				356.5.31以前に着工された木造在来軸組構法、伝統的構法、又は枠組壁工法に よる2階建て以下の住宅又は併用住宅		0					60万円/戸	1/3	
3	熊谷市	<u>建築審査課</u> 0493-39-4809						建築物が倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルター又は防災ベッドの いずれかの設置を行う工事						0	耐震シェルター、防災ベッドの設置:20 万円/戸	1/2	
					0	0	0	856.5.31以前に着工された緊急輸送道路閉塞建築物で耐震診断の結果Is値0.6未 満と診断されたもの		0			0		1,000万円/棟	2/3	
			0	0			,	S56.5.31 (木造2階建て以下はH12.5.31) 以前に着工された戸建住宅	0	0					60万円/戸	23%	
					0			856.5.31 (木造2階建て以下はH12.5.31) 以前に着工された共同住宅及び長屋	0	0					45万円×戸数	23%	
		建築安全課				0		856.5.31以前に着工された分譲マンション	0	0					かつ450万円/棟 	23%	
4	川口市	<u>指導係</u> 048-242-6344				,	0	856.5.31以前に着工された耐震改修促進法附則第3条第3項において準用する同 法第9条に規定する特定既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)	0	0	0	0			1, 300万円/棟(補強設計費含む)	23%	
			•			(O	埼玉県が定める重点23路線に接する緊急輸送道路閉塞建築物のうちS56.5.31 以前に着工された木造以外の建築物で3以上の階数を有し、又は工場、倉庫の 用途に供するもので床面積の合計が500㎡以上の建築物	0	0	0	0	0		国庫補助の㎡単価以内	2/3	
5	4-m +	<u>建築開発課</u>	0					市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅又は兼用住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)で地階を除く階数が2以下のもの		0					20万円/戸	23%	
5	行田市	<u>建築指導担当</u> <u>048-550-1551</u>	0					市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅又は兼用住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)で地階を除く階数が2以下のもの						0	耐震シェルター・防災ベッドの設置: 1 0 万円/戸	1/2	
		<u>産業支援課</u> 0494-25-5208	0	0	0	(0	住宅・店舗・事務所の20万円以上のリフォーム工事(耐震改修含む)		0					15万円/棟	10%	
6	秩父市	<u>危機管理課</u> 0494-22-2206	0	0				以下のすべてを満たす空き家 1、空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家の勧告を受けていない住宅 2、昭和56年5月31日以前に建築された住宅 3、市内の戸建て住宅(店舗併用住宅は延べ床面積の2分の1以上が住宅) 4、市内にある個人所有の住宅 5、1年以上空き家であること 6、5年以内に市の補助金を受けていない住宅 7、不動産業を営む者が営利目的で所有するものでない住宅 その他、対象者・対象工事に条件有り					0		市内業者が施工した場合は上限30万円 市外業者が施工した場合は上限20万円	1/3	

2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

				対象			·用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する		-117				補助の区分 と補助率等	13	和7年4月現在
No	市町名	問合せ先 (HP等ヘリンク)	1	2 3		(F)	補助対象	改	修	建	替	解体が対象を	補助限度額	補助	備考
				2 9				設計	工事	設計	工事	工事	1	率	
			0	0			市内に存するS56.5.31以前に着工された戸建て住宅又は兼用住宅		0				3 0 万円/戸	23%	
		<u>住宅政策課</u>		С	0)	市内に存するS56.5.31以前に着工された長屋又は共同住宅(マンションを除く)		0				20万円×戸数 かつ300万円/棟	23%	
'	所沢市	04-2998-9216		С	0		市内に存するS56.5.31以前に着工されたマンション		0				20万円×戸数 かつ430万円/棟	33%	
						0	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存 耐震不適格建築物(共同住宅を除く)		0				200万円/棟	23%	
							S56.5.31以前に着工した木造2階建て以下の一戸建住宅、併用住宅又は長屋住宅 (300㎡以内のものに限る)で、要綱に定める耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0未満と診断されたものを評点1.0以上とする耐震改修工事		0				30万円/棟(市内業者施工) 20万円/棟(市外業者施工)	23%	
8	飯能市	<u>建設部建築課</u> 建築指導担当 042-973-2170	0	0 0			856.5.31以前に着工した木造2階建て以下の一戸建住宅、併用住宅又は長屋住宅 (300㎡以内のものに限る)で要綱に定める耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と 診断されたもの又は倒壊の危険性があると判断されたものを全て除却し、新たに建築す る建築物が省エネ基準に適合していること。				0		40万円/棟(市内業者施工) 30万円/棟(市外業者施工)	23%	
							856.5.31以前に着工した木造2階建て以下の一戸建住宅、併用住宅又は長屋住宅 (300㎡以内のものに限る)で、要綱に定める耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0未満と診断されたもの又は倒壊の危険性があると判断されたものを除却する工 事					0	30万円/棟(市内業者施工) 20万円/棟(市外業者施工)	23%	
٥	加須市	建築開発課 建築指導担当 0480-62-1111	0	0			市内業者が施工する、市内に存する木造2階建て以下の一戸建住宅又は兼用住 宅でS56.5.31以前に着工されたものであり、耐震診断による上部構造評点が1.0 未満又は地盤若しくは基礎が安全でないもの	0	0				5 0 万円/戸	100.0%	
	加須川	<u>産業振興課</u> 0480-62-1111	0	0	0		市民が現在居住している自己所有の住宅(アパートは除く)を対象とし、市内 業者が施工する住宅の修繕・改修工事で工事金額20万円以上(消費税抜)のも の		0				工事費(消費税抜)の5%相当額(1,00 0円未満切捨て)で、5万円を限度	5. 0%	
							耐震診断の対象建築物に該当した木造住宅で、耐震診断による上部構造評点が 1.0未満と診断されたものを評点1.0以上とする耐震改修工事	0	0				改修:20万円/戸	23. 0%	
							耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物について、人命を守					0	耐震シェルター:20万円/戸	1/2	
10	本庄市	<u>建築開発課</u> 建築指導係	0	0			る空間が確保できるように、耐震シェルター等を設置する簡易耐震改修工事					0	防災ベッド:10万円/戸	1/2	
		<u>0495–25–1111</u>					耐震診断の対象建築物に該当した木造住宅で、耐震診断による上部構造評点が 1.0未満と診断されたものの建替え工事				0		建替え:50万円/戸	23. 0%	
							耐震診断の対象建築物に該当した木造住宅で、耐震診断による上部構造評点が 1.0未満と診断されたものの除却工事					0	除却:30万円/戸	23. 0%	
11	東松山市	<u>住宅建築課</u> 0493-23-2221	0	0			耐震診断の補助対象建築物で、耐震診断による安全性の総合評価が1. 〇未満 と判定されたもの		0				20万円/戸	23%	

2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

	I						併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する 	ا (170 ± 170 ا	μ] ()						TJ.	:和7年4月現∂
		明人北井		, ,	対象月	月途 							1	補助の区分 と補助率等 		
No	市町名	問合せ先 (HP等ヘリンク)	(<u>1</u>		2 3	4 5	補助対象	改	修	建	替	解体	対象を	補助限度額	補助	備考
								設計	工事	設計	工事	上 事	等		率	
			С		0		S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された住宅 (一戸建て住宅、兼用住宅)		0					40万円/戸 (高齢者上乗せ+20万円/戸)	23%	
		<u>建築課</u>					S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された戸建て空家		0					4 0 万円/戸		
12	春日部市	<u>建築安全担当</u> 048-796-8046			0		S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された住宅(長屋)		0					200万円/棟	23%	
						0	S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された分譲マンション		0					200万円/棟	23%	
						С	S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された地区集会施設等		0					4 0 万円/棟	23%	
		建築審査課	С)		H12.5.31以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅又は兼用住宅		0					20万円/戸(高齢者等30万円/戸)	23%	
13	狭山市	<u>建築総務担当</u> <u>04-2953-1111</u> (<u>内2177)</u>				0 0	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存 耐震不適格建築物、又はS56.5.31以前に建築された分譲マンションで、区分所 有者の集会において耐震改修の実施の決議がなされているもの		0					200万円/棟	23%	
14	羽生市	<u>まちづくり政策課</u> <u>建築係</u> 048-561-1121	О		0		S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された木造在来工法の2階建て以下の一戸建住宅又は併用住宅で、耐震診断による上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと判断された建築物を評点1.0以上又は地盤若しくは基礎が安全となるようにする耐震改修工事		0					20万円/戸	1/3	
15	鴻巣市	<u>建築住宅課</u> 建築審査担当 048-541-1321	0		0		鴻巣市木造住宅耐震診断助成要綱に基づいた診断の結果、評点が1.0未満と診断された建物を1.0以上になるように行われる耐震改修工事		0					20万円/戸(65歳以上・障がい者30万円/戸)	1/5	
16	深谷市	<u>建築住宅課</u> <u>建築指導係</u> 048-574-6655	С		0		改修: S56. 5. 31以前に着工された建築物で、要綱に定める耐震診断の結果、評点が1. 0未満又は、地盤若しくは基礎が安全でないと判断された木造在来軸組工法・木造枠組壁工法の2階建て以下の住宅(長屋、共同住宅含む)又は併用住宅で、評点1. 0以上又は地盤若しくは基礎が安全となるようにする耐震改修工事		0					戸建:30万円/戸 長屋、共同住宅:10万円/戸かつ30万円 /棟 (高齢者+20万円,市外業者施工:1/ 2)	1/3	
		<u> </u>	О		0		耐震シェルター等: S56. 5. 31以前に着工された、木造在来軸組工法・木造枠組 壁工法の住宅(長屋、共同住宅含む)又は併用住宅への設置工事						0	耐震シェルター又は防災ベッド:10万円/ 戸	100%	
17	上尾市	<u>建築安全課</u> <u>048-775-8490</u>	O		0		S56.5.31以前に着工された要綱に定める耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満かつ基礎が安全ではないと診断された木造在来軸組工法又は枠組壁工法による二階建て以下の一戸建て住宅又は兼用住宅で、上部構造評点が1.0以上かつ基礎が安全となるようにする耐震改修工事		0					60万円/戸	23%	
							要綱に定める耐震診断の結果、評点が1.0未満となった木造在来工法2階建て以下の住宅、併用住宅又は長屋で、評点1.0以上とする耐震改修工事		0					基本額:30万円/戸	23%	
							ア. 補助対象者が65歳以上の方		0					ア. 基本額+20万円	定額	
10	#* ±= - * -	建築安全課	0				イ. 令和6年4月1日以降に交付決定されたもの		0					イ. 基本額+5万円	2. 5%	
18	草加市	<u>建築指導係</u> <u>048-922-1958</u>					要綱に定める耐震診断の結果、評点が1.0未満となった木造在来工法2階建て以下の住宅、併用住宅又は長屋で、評点の向上に寄与しない改修工事		0				0	耐震シェルターの設置又は屋根の葺き替 え:20万円/戸 寝室等の補強:10万円/戸	23%	
						0	要綱に定める耐震診断の結果、構造耐震指標 I s 値が0.6未満となった分譲マンションで、補強により I s 値が0.6以上となる耐震改修工事		0					200万円/棟	23%	

2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

					対象			f用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する	建彻	<u> </u>				補助の区分 と補助率等	<u> </u>	和7年4月現在
N.	+ m- <i>b</i>	問合せ先		一	·" 涿	, m. k	<u></u>	+++ c. +.4 45			1			T		/# **
No	市町名	(HP等ヘリンク)	(1			3 4	1) (5)	補助対象	改	修	建	替	解体 村震	: - 補助限度額	補助 率	備考
									設計	工事	設計	工事	上事 等		平	
19	越谷市	<u>建築住宅課</u> 048-963-9235	C	0				H12.5.31以前に建築された木造在来工法、2階建て以下の一戸建住宅で、耐震 診断による安全性の総合評価が1.0未満のもの		0			0	改修:50万円/戸(S56.6.1~H12.5.31に建築されたものについては35万円上限) 耐震シェルター・防災ベッドの設置:20 万円/戸	23%	
						(O	S56.5.31以前に建築された3階以上かつ1,000㎡以上の分譲マンション		0				2 0 万円/戸	23%	
		-1.66	C)			S. 56. 5. 31以前に着工された木造住宅で、要綱に定める耐震診断の結果、評価が	0	0				3 0万円/戸	4/5	
20	蕨市	<u>建築課</u> <u>建築開発指導係</u> <u>048-433-7715</u>			C	0		1.0未満で、当該総合評価が1.0以上になるよう耐震改修の設計を行ったもの	0	0				30万円/棟	4/5	
			C			O		S. 56. 5. 31以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、評価が1. 0未満のも ので耐震改修工事を行わないもの					0	10万円/棟	1/2	
		<u>建築住宅課</u>						S56以前に着工された木造住宅で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満		0				改修50万円/戸	1/3	
21	戸田市	<u>建築∙開発指導担当</u> 048-441-1800						のもの					0	耐震シェルター・防災ベッドの設置:20 万円/戸	1/2	
22	入間市	<u>開発建築課</u> 建築審査担当 04-2964-1111	C) ()			856.5.31以前に着工した、木造2階建て以下の戸建て住宅または兼用住宅で、要綱に定める耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものを評点1.0以上とする耐震改修工事		0				20万円/戸	23%	
		<u>(内3324)</u>	C					地震による建築物の倒壊から身の安全を確保するために、防災ベッド等の設置					0	10万円/基	1/2	
								建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された戸建住宅(併用住宅含む)で、		0				20万円/戸	1/5	
								I w値が1.0以上又はI s値が0.6以上となる耐震改修工事		0				4 0万円/戸 (高齢者又は障碍者)	100%	
23	朝霞市	<u>開発建築課</u> 住宅政策係	<u>課</u>					建築確認を取得し、S56. 5. 31以前に着工された木造の戸建住宅(併用住宅を含					0	耐震シェルター:40万円/戸	1/2	
	יוי אַן נעד	048-423-3854						む)で、耐震診断の結果がIw値O. 7未満のもの					0	耐震シェルター: 4 0 万円/戸 (高齢者又は障碍者)	9/10	
					C	00	建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された共同住宅で、Iw値が1.0以 上又はIs値が0.6以上となる耐震改修工事		0				3 0 万円×戸数 かつ 1, 0 0 0 万円/棟	1/5		
								建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された住宅以外のもので、Iw値が 1.0以上又はIs値がO.6以上となる耐震改修工事		0				100万円/棟	1/10	

2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

				対象			併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する 	<u> </u>	 				 Ż		73	和7年4月現在
No	市町名	問合せ先 (HP等ヘリンク)					補助対象		 :修	a	 !替	471 LL	ziæ.		14.01	備考
		(川 寺・・ソンソ)	1	2	3	4 5			· · ·		工事	解体 工事	シェルター 等	補助限度額	補助率	
							建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された一戸建の改修工事で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの		0					40万円/戸 (市内業者施工:+20万円)	1/5	
			0	0			建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された安全支援住宅(障がい者等居住用)の改修工事で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの		0					80万円/戸 (市内業者施工:+20万円)	100%	
24	志木市	<u>建築開発課</u> <u>建築住宅グループ</u> <u>048-456-5372</u>				0	建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工されたもの(分譲のみ)で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの	0	0					設計:5万円×戸数 (100万円〜700万円/棟) 改修:30万円×戸数 (500万円〜3000万円/棟) (市内業者施工:+20%又は10%)	設計2/3 改修1/3	戸数に応じて上 限額が異なる
				0			建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された一戸建の建替で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの				0			4 0 万円/戸 (市内業者施工:+ 2 0 万円)	定額	
							建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された安全支援住宅(障がい者等居住用)の建替で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの				0			80万円/戸 (市内業者施工:+20万円)	定額	
	- II	<u>建築課</u> 審査住宅担当	0	0			市の耐震診断補助を受けたもの、又は同様の条件での診断を受けたもの	0	0					4 0 万円/戸	90%	
25	和光市	<u>048-464-1111</u> (内2211)				0	市の耐震診断補助を受けたもの、又は同様の条件での診断を受けたもの	0	0					30万円×戸数 かつ2,000万円/棟	1/5	
							◎建築確認を取得し、市内に存するS56.5.31以前に着工された戸建て住宅(併 四は完全な)で、診断の結果、ト部構造部長が1.0も港及は地般芸しくは基礎が	0	0	0	0			3 0 万円/戸	100%	
							用住宅含む)で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が 安全でないと診断された建築物の耐震改修又は建替え	0	0	0	0			60万円/戸(高齢者等)	100%	
							の久供に加えリフェー/ て東た併せて耐電な板を実施した担合	0	0					6 0 万円/戸	100%	
26	·	<u>建築審査課</u>	0	0			◎の条件に加えリフォーム工事と併せて耐震改修を実施した場合 	0	0					90万円/戸(高齢者等)	100%	
20	新座市	<u>住宅係</u> <u>048-477-4519</u>					◎の条件に加え「新座市重度障がい者居宅改善整備費助成事業」と併せて耐震改 修を実施した場合	0	0					80万円/戸(高齢者等)	100%	
							◎の条件に加え、高齢者等が居住する住宅の1階部分に安全な生存空間を確保 するための耐震シェルター等を設置するもの						0	耐震シェルター:40万円/戸	2/3	
					0	0	建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された分譲マンションで診断の結果、 構造耐震指標が0.6未満であると診断されたもの		0					30万円×戸数 かつ500万円/棟	1/3	
27	桶川市	<u>建築課</u> <u>建築指導係</u> 048-786-3211	0	0			S56.5.31以前に着工された在来軸組構法又は枠組壁工法による木造2階建て以下の一戸建て住宅又は兼用住宅の改修及び市内業者施工による建替えまた、耐震改修に伴うリフォーム工事に対して10万円まで補助		0		0			8 0 万円/戸	23%	

2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

						L]途		·用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する					*	輔助の区分 と補助率等	13.11]/年4月現在
No	市町名	問合せ先 (HP等ヘリンク)	1	2	3	4	⑤	補助対象		修	建替	解体 工事	耐震 シェルター 等	補助限度額	補助率	備考
28	久喜市	<u>建築審査課</u> <u>企画指導係</u> 0480-22-1111	0	0				H12.5.31以前の建築確認に基づき建築された自己用木造住宅(2階建て以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による一戸建て住宅又は併用住宅)であり、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物で、耐震補強設計を実施したもの。 (建替については、S56.5.31以前の建築確認に基づき建築されたものに限る。)	O	0				設計:5万円/戸 補強:50万円/戸 建替:50万円/戸	1/2 23%	
		<u>建築開発課</u>	0	0				S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された在来軸組構法又は枠組壁構法による木造2階建て以下の一戸建て住宅又は兼用住宅における耐震改修計画	0					5万円/戸	1/2	
29	北本市	<u>指導担当</u> <u>048-594-5550</u>	0	0				856.5.31以前に建築確認を受けて着工された在来軸組構法又は枠組壁構法による木造2階建て以下の一戸建て住宅又は兼用住宅で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものを評点1.0以上とする耐震改修工事		0				4 0 万円/戸	23%	
		<u>住宅·建築課</u>	0	0			3	856.5.31以前に建築確認を受けて着工された木造在来工法、2階建て以下の一戸建住宅又は併用住宅で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満のものを1.0以上にする補強工事		0				25万円/戸 (補助金対象者が65歳以上であり、改修 に要した費用が30万を超える場合は、1 5万円加算)	23%	
30	八潮市	<u>建築担当</u> 048-996-3596	0	0				856.5.31以前に建築確認を受けて着工された木造在来工法、2階建て以下の一 戸建住宅又は併用住宅で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満の建築物 に、当該建築物が倒壊しても安全な生存空間が確保できる耐震シェルター等を 設置するもの					0	20万円/戸	1/2	
		<u>商工観光課</u> <u>商工·企業立地係</u> 048-996-3119	0	0	0	(O)		市民が自己所有し居住している個人住宅を、市内に本店等がある施工業者を利 用し行うリフォーム(耐震改修含む)工事		0				1 0 万円/戸	30%	
31	富士見市	<u>建築指導課</u> 建築指導・住宅グループ	0	0				S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された戸建住宅(S56.6.1以後に増築されたものを除く)で、診断結果から耐震改修工事が必要とされるもの		0)			100万円/戸	4/5	
31	虽 工兄叩	<u>建業指導・性モケルーク</u> 049-252-7127			0	0		S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された分譲マンション(S56.6.1以後に増 築されたものを除く)で、診断結果から耐震改修工事が必要とされるもの		0)			50万円×戸数 かつ2,500万円/棟	23% 1/3	
		<u>開発指導課</u>	0				-	856.5.31以前に建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅(延べ面積の2分の 1以上を居住の用に供されるもの)で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満と 診断されたもの		0)			5 0 万円/戸	1/3	
32	三郷市	<u>建築指導係</u> 048-930-7743	0				- 1-	856.5.31以前に建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅(延べ面積の2分の 1以上を居住の用に供されるもの)で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満と 診断されたものにおける耐震シェルター又は防災ベッドの設置					0	2 5 万円/戸	1/2	
33	蓮田市	建築指導課 建築指導・空き家対策担当 048-765-1720	0	0				市内に所在する地上2階建て以下の木造一戸建て住宅又は併用住宅 856.5.31以前の旧耐震基準で建築されたもの ・耐震診断による上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上にする工事 ・耐震診断の結果、地盤もしくは基礎が安全でないものを耐震改修工事によっ て安全にするもの		0				30万円/戸	23%	

2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

					象用			f用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する	建物	ロげ				相	 助の区分 と補助率等	一	和7年4月現在
No	市町名	問合せ先						補助対象	74	. IV .	7.=	. ++		''' 震			備考
		(HP等ヘリンク)	1	2	3	4	⑤			:修 		i替 T _{工事}	│暦144 │ 丁 惠 │ シェメ	等 ルター 	補助限度額	補助 率	2
34	坂戸市	<u>住宅政策課</u> 建築指導係 049-283-1331	0	0				H12.5.31以前に着工された地階を除く階数が2以下の木造の一戸建ての住宅(併 用住宅含む)耐震診断による安全性の評定が1.0未満と判定されたものを1. 0以上に改修するもの	пХпТ	0	дхн	<u> </u>			6 0 万円/戸	23. 0%	
35	幸手市	建築指導課 建築指導担当 0480-43-1111	0	0				住宅:要綱に定める耐震診断の結果から改修が必要とされる建築物で、構造評 点が1.0以上になるように補強設計を行った耐震改修工事		0					20万円/戸	1/2	
36	鶴ヶ島市	<u>都市計画課</u> <u>開発建築担当</u> 049-271-1111	0	0				S56.5.31以前に着工された、在来軸組構法又は枠組壁工法による、木造2階建 て以下の一戸建て住宅又は兼用住宅		0					20万円/戸	23%	
37	日高市	<u>都市計画課</u> 建築指導·開発指導担当 042-989-2111	0	0				S56.5.31以前に着工された、在来軸組構法又は枠組壁工法による木造2階建て以下の一戸建て住宅又は兼用住宅で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満と判定されたもの		0					5 0 万円/戸 (市内業者施行:+ 1 0 万円)	1/2	
38	吉川市	建築開発課 建築指導担当 048-982-9885	0	0				S56.5.31以前に建築の在来軸組構法又は枠組壁工法による、木造2階建以下の 戸建住宅(併用住宅含む)で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満のも の		0					30万円/戸(高齢者(65歳以上)+10 万円)	23%	
00	> 15 4 M7	建築課	0					S56.5.31以前に着工された自己所有・自己居住の住宅で耐震診断の結果、耐震		0					3 0 万円/戸	000	
39	ふじみ野市	<u>建築指導係</u> 049-220-2069			0	0		改修が必要とされた住宅の耐震改修費		0					30万円/戸 かつ2,000万円/棟	23%	
40	白岡市	<u>建築課</u> 建築担当	0	0				856.5.31以前に着工された、地階を除く階数が2以下の一戸建て住宅又は併用 住宅で、耐震診断の結果、安全性の上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基 礎が安全でないと判定された建築物		0					4 0 万円/戸	23%	
40	디삐미	<u>0480-92-1111</u> <u>(内線234)</u>	0	0				S56.5.31以前に着工された、地階を除く階数が2以下の一戸建て住宅又は併用 住宅で、耐震診断の結果、安全性の上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基 礎が安全でないと判定された建築物の1階部分に設置する耐震シェルター					(0	1 0 万円/戸	100%	
41	伊奈町	<u>都市計画課</u> 都市計画係	0	0				S56年以前に建築された自己所有かつ自己居住の木造一戸建て住宅(兼用住宅含む。)で上部構造評点が1.0未満又は基礎が安全でないと判定されたものを1.0 以上及び安全にする耐震改修費用		0					5 0 万円/戸	23%	
		048-721-2111	0	0				建築物が倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルターの設置を行う工事						Э	30万円/戸	50%	

2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

				対象			f用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用す _。	(注 1971) F	-] (/						ì和7年4月現在 ┃ ┃
No	市町名	問合せ先 (HP等ヘリンク)	1	(2)	3) (4 5	補助対象	改1	 修	建替	解体工事	耐震 シェルター	補助限度額	補助	_ 備考
								設計	工事	事 設計 工事	工事	*************************************	Im 97 PX IX DR	<u>率</u>	
			0						0				2 0 万円/戸	1/5	
					(0	町の耐震診断補助を受けたもの、又は同様の条件での診断を受けたもの		0				10万円×戸数 かつ500万円/棟	1/5	
42	三芳町	<u>都市計画課</u> 開発建築担当 049-258-0019	0									0	耐震シェルターの設置:20万円/戸 防災ベッドの設置:10万円/戸	1/2	
							建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された一戸建又は兼用住宅の建替で、			0			2 0 万円/戸	1/5	
							耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの					0	耐震シェルターの設置:20万円/戸 防災ベッドの設置:10万円/戸	1/2	
43	毛呂山町	<u>まちづくり整備課</u> <u>開発建築係</u> <u>049-295-2112</u>	0	0			町内にあるS56.5.31以前に建築された地上2階建以下の専用住宅または店舗併 用住宅(1/2以上が居住用)で在来軸組工法による木造建築物のうち、耐震診 断の結果、耐震評点が1.0未満であり、耐震改修工事の総額が30万円以上のも の		0				20万円/戸	1/2	
44	越生町	<u>まちづくり整備課</u> <u>まち企画担当</u> <u>049-292-3121</u>	0	0			町内にあるS56.5.31以前に建築された地上2階建以下の専用住宅または店舗併用住宅(1/2以上が居住用)で在来軸組工法による木造建築物のうち、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であり、耐震改修工事の総額が30万円以上のもの		0				20万円/戸	1/2	
45	滑川町	<u>産業振興課</u> 農林商工担当 0493-56-6906	0	0			町内に存する地上2階建て以下の在来軸工法、又は枠組壁工法による木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築された住宅。耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断された住宅。一戸建て住宅又は他の用途を兼ねるもので、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する一戸建ての住宅。町内に住宅を所有し、本町の住民基本台帳に記載されていること。住民税及び固定資産税を滞納していないこと。		0			0	10万円/戸	5%	シェルター 補助につい ては条件付 き
46	嵐山町	<u>まちづくり整備課</u> <u>都市計画担当</u> 0493-62-0721	0	0			町内にあるS56.5.31以前に建築された地上2階建以下の専用住宅または兼用住宅(1/2以上が居住用)で在来軸組工法による木造建築物のうち、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のもの		0				25万円/戸(町内業者施工) 20万円/戸(町外業者施工)	1/3	
47	小川町	<u>都市政策課</u> 開発建築担当 0493-72-1221	0	0			町内に所在するS56.5.31以前に建築された地上2階建以下の在来軸組工法による木造の専用住宅又は兼用住宅(1/2以上が居住用)で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断されたものを町内に事業所を有する業者の施行により行った30万円以上の工事。また、耐震性向上に合理性が認められる場合、耐震評点が1.0未満の耐震シェルター設置等の補強工事を含む。	0	0			0	20万円/戸	1/2	

2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

			(1)	戸建1	主宅	(2)	并用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する -	<u>建物</u>	向け						令和7年4月現在
		明人业件		対象	押证	途 ——				ı			*	浦助の区分 と補助率等	
No	市町名	問合せ先 (HP等ヘリンク)	1	2	3	4 5	補助対象	改	修	建 [:]	替 /	解体 工事	耐震 シェルター	補助限度額 補助限度額 ※	
								設計	工事	設計	工事	上尹	等	'T	
48	川島町	<u>まち整備課</u> <u>まちづくり・空き家対策室</u> <u>049-299-1763</u>	0	0			町内に在するS56.5.31以前に建築された地上2階建以下、在来軸組構法又は枠 組壁工法により建築された木造の戸建住宅又は兼用住宅(1/2以上が居住用) で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断されたもの。シェルターの設置 (要規格・1階の評点0.7以上の制限有り)		0				0	10万円/戸 100	%
49	吉見町	<u>まち整備課</u> <u>都市計画係</u> 0493-63-5018	0	0			町内に所在するS56.5.31以前に着工された地上2階建以下の木造の専用住宅又は併用住宅(1/2以上が居住用)で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満と判定されたもの		0					20万円/戸 23	6
50	鳩山町														
51	ときがわ町	<u>建設課</u> <u>管理都市計画担当</u> 0493-65-1521	0	0			\$56.5.31以前に建築され町内に所在する地上2階建以下の在来軸組工法による 木造の戸建て専用住宅又は併用住宅で耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診 断されたもの		0					20万円/戸 1/	2
52	横瀬町	<u>建設課</u> 計画・管理グル-プ 0494-25-0117	0	0			町内にある\$56.5.31以前に着工された自己用の木造在来軸組構法又は枠組壁工法による2階建以下の一戸建住宅又は併用住宅で、要綱に定める耐震診断の結果、安全性の上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断されたもの	0	0					20万円/戸 1/	3
53	皆野町	<u>産業観光課</u> 0494-62-1462	0				自己の居住の用に供する住宅の20万円以上のリフォーム工事で、町に小規模 契約希望者登録している施工業者に依頼して行ったもの		0					5万円/戸 定額	頁
54	長瀞町														
55	小鹿野町	<u>建設課</u> <u>土木建築担当</u> 0494-75-5062	0	0			要綱に定める耐震診断の結果、安全性の上部構造評点が1.0未満又は地盤若しく は基礎が安全でないと判定された建築物		0					20万円/戸 1/	3
56	東秩父村														
57	美里町	<u>建設課</u> <u>管理係</u> 0495-76-5134	0	0			S56.5.31以前の建築確認に基づき建築された木造住宅で、2階建て以下の一戸建て住宅又は併用住宅で耐震診断による上部構造評価点が 1. 0未満と診断されたもの		0					改修:20万円/戸 耐震シェルター:20万円/戸	2
58	神川町	<u>経済観光課</u> 0495-77-0703	0	0			自己所有の住宅で改修費用が20万以上(税抜)の工事(町内業者の施工によるものに限る)		0					10万円/戸 10	6
59	上里町	<u>まちづくり推進課</u> <u>施設管理係</u> 0495-71-6511	0	0			(1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は併用住宅 (店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限 る。)であること。ただし、昭和56年6月1日以後に増築又は改築されたもの を除く。 (2) 地階を除く階数が2以下であること。 (3) 補助対象者本人又はその一親等内の親族が所有していること。 (4) 耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。	0	0			0		改修・除去ともに40万円/戸 除去:	23% 1/2

2. 耐震改修(設計・工事)

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和7年4月現在

							†用性七 ③低度の長座又は共向性七 ④ 万歳 インジョン ⑤ 多くの方が利用 9 ~	<u> </u>	1-317					11.	们/平4月現在
		BB A . I #		対針	象用	途 — <u>—</u>							補助の区分 と補助率等 		
No	市町名	問合せ先 (HP等ヘリンク)					補助対象	改	修	建	替	解体 解体 エ事 ^{シェルター}	+ + 1-17日 在 45	 補助	備考
				2	3	4 5		設計	工事	設計	工事		補助限度額	率	
60	寄居町	<u>産業振興企業誘致課</u> 048-581-2121	0	0	0		工事費が20万円以上(消費税及び地方消費税を除く)で毎年2月末日までに 完了する住宅改修工事(耐震改修を含む)で町内に事業所がある施工業者が行 うもの 対象用途について、併用住宅は、個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物に なっている場合の居住用部分のみ、共同住宅は、アパート等の所有者の自己居 住部分のみが対象		0				20万円/戸	10%	
			0	0	0		① 旧耐震基準の住宅を上部構造評点1.0以上とする30万円以上の改修工事	0	0				5 0 万円/戸	1/2	
							・高齢者又は障害者等が居住の場合	0	0				6 0 万円/戸	3/4	
			0	0			・二世帯住宅の場合	0	0				6 0 万円/戸	1/2	
							・高齢者又は障害者等が居住する二世帯住宅の場合	0	0				70万円/戸	3/4	
		<u>未来のまち整備課</u>	0	0	0		② 旧耐震基準の住宅を解体し、同一敷地内に新たに住宅を建築する工事			0	0		2 0 万円/戸	1/2	
61	宮代町	<u>建築開発担当</u> 0480-34-1111					・高齢者又は障害者等が居住の場合			0	0		30万円/戸	3/4	
			0	0			・二世帯住宅の場合			0	0		3 0 万円/戸	1/2	
							・高齢者又は障害者等が居住する二世帯住宅の場合			0	0		40万円/戸	3/4	
			0	0	0		③ 上部構造評点が1.0未満の旧耐震基準の住宅への耐震シェルター等を設置するもので、かつ安全な生存空間を確保するための耐震シェルター等を一階部分の寝室等に設置する場合					0	耐震シェルター:10万円/戸	1/2	
62	杉戸町														
63	松伏町	新市街地整備課 開発建築担当 048-991-1858	0				木造在来工法2階建以下の戸建住宅で、S56.5.31以前の旧耐震基準により建築され、耐震診断の結果、安全性の総合評価が1.0未満であり、倒壊の危険性があると判断されたもの		0				20万円/戸	23%	

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/shinsai/taishinhojyo.html

耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定建築物

体育館	幼稚園、保育所	小中学校、老人ホーム等	左記以外の学校、病院、劇場、店舗、事務所、賃貸共同住宅等
階数1以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ1,000㎡以上